

官報

号外 昭和四十二年五月十六日

第五十五回国會議院會議録 第十三号

昭和四十二年五月十六日(火曜日)

議事日程 第十号

昭和四十二年五月十六日

午後二時開議

第一 日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求め
るの件

○本日の會議に付した案件

菅野通商産業大臣の中小企業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年
度中小企業施策についての発言及び特定繊維工業
構造改善臨時措置法案(内閣提出)及び中小企
業振興事業団法案(内閣提出)の趣旨説明並び
に質疑

日程第一 日本国とアルゼンティン共和国との
間の友好通商航海条約の締結について承認を
求めるの件

午後二時八分開議

○議長(石井光次郎君) これより會議を開きま
す。

菅野通商産業大臣の中小企業基本法に基づく
昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年
度中小企業施策についての発言並びに特定
繊維工業構造改善臨時措置法案(内閣提出)
及び中小企業振興事業団法案(内閣提出)の
趣旨説明

○議長(石井光次郎君) この際、中小企業基本法
に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二
年度中小企業施策についての通商産業大臣の発言
を許し、あわせて、内閣提出、特定繊維工業構造
改善臨時措置法案、及び中小企業振興事業団法案
について、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣
菅野和太郎君。

〔國務大臣菅野和太郎君登壇〕

○國務大臣(菅野和太郎君) 昭和四十一年度中小
企業の動向に関する年次報告及び昭和四十二年
度中小企業施策並びに特定
繊維工業構造改善臨時措置法案、及び中小企業振
興事業団法案について、その趣旨を説明いたしま
す。

まず、昭和四十一年度中小企業の動向に関する
年次報告及び昭和四十二年度において申し上げま
すとする中小企業施策について御説明申し上げま
す。

わが国経済全般の回復とともに、中小企業の事
業活動も活発化してきておりますが、経営面での
回復は十分でなく、企業倒産も高水準で推移して
おります。

経営面での回復が十分でないのは、人件費、資
本費が上昇基調で推移しているのに対して、生産
性の向上によってこれを吸収するまでに至ってい
ないためであります。これは労働力需給の逼迫、
需給構造の変化等の中小企業をめぐむ経済的
諸条件の変化に対して中小企業が十分適応できて
いないことによるものと思われま。

中小企業の生産は、昭和三十一年代においてかな
りの伸びを見ましたが、大企業の生産の伸びが中
小企業の生産の伸びを上回ったため、工業生産に
占める中小企業の比重は若干低下しております。

しかしながら、この間において生産の迂回度が高
まり、消費が高級化、多様化したため、比較的中
小企業の比重の高い分野での成長が高くなってお
り、中には、中小企業から大企業へと成長を遂げ
るものもかなり見られております。したがいまし
て、今後においても、経済の成長に伴い、中小企
業の発展の可能性は大きいものと考えられます。

さらに、商業におきましても、卸売業では経
営規模の拡大傾向が見られ、小売業でも大量廉
価販売店の発展が見られております。しかしなが
ら、わが国商業は、全体としては、いまだ経営効
率の低い小規模企業が圧倒的に高い比重を占めて
おり、このため消費者物価安定の見地からも、中
小商業を含む流通機構全体の早急な近代化が特に
要請されております。

政府といたしましては、このような状況に対処
して、昭和四十一年度においては、経済的諸条件
の変化に即応した中小企業の近代化のための施策
を一そう充実するとともに、中小企業をめぐむ環
境の整備を進めました。これらの施策は、中小企
業者の努力と相まって、一応の効果をあげており
ますが、前述のごとく、中小企業がきびしい構造
変動に直面していることにかんがみ、今後は事業

の協業化、共同化等による構造改善対策を中心と
して、諸対策の総合的な推進をはかる必要があり
ます。

昭和四十二年においては、このような認識に
基づいて、次のような諸施策を推進する所存であ
ります。

すなわち、中小企業の協業化、共同化を推進す
るために中小企業振興事業団を創設するとともに
に、協業化のための新たな組織として協業組合制
度を設けることとしております。

また、指導事業の充実、労働力の確保等のため
の労働対策の拡充、輸出の振興、官公需確保対策
の強化等につとめるとともに、下請企業の問題に
つきましては、下請取引の適正化、受注の安定の
確保をはかることとしております。

次に、小規模企業につきましては、個人企業の
家族専従者に対する完全給与制の実施、小規模企
業共済制度の拡充、経営改善普及事業の強化、中
小企業振興事業団の活用等により、その経営の合
理化と安定をはかることとしております。

さらに、金融面につきましては、政府関係中小
企業金融機関の貸し出し規模の拡大、信用補完制
度の充実等により金融の円滑化を進めることとし
ております。

次に、特定繊維工業構造改善臨時措置法案及び
中小企業振興事業団法案の趣旨について御説明申
し上げます。

まず、特定繊維工業構造改善臨時措置法案の趣
旨であります。わが国繊維工業は、国民の衣料
及び生産資材の供給と多額の輸出を行なう重要産
業であります。その零細多様な構造上の脆弱
性に悩み、加えて労働力需給の逼迫、発展途上
繊維工業の発達等、内外の経済的環境は最近一段
ときびしさを加えるに至っております。

この法律案は、このような事態に対処して、特
定の紡績業と特定の織布業とを対象として、昭和
四十二年を初年度とし、関連労働者の職業の安
定につき配慮しつつ、その構造改善をはかるため

昭和四十二年五月十六日 衆議院會議録第十三号

の措置を講じようとするものでありますが、次にその概要を御説明申し上げます。

第一は、特定紡績業について、通商産業大臣が設備の近代化、規模の適正化、過剰設備の計画的な処理その他構造改善に関する事項について基本計画及び毎年の実施計画を定めるものとし、これらの計画の実施に關し、資金の確保及び課税の特例等の規定を置くこととしております。

また、過剰設備の処理に關しては、共同行為を指示することとし、さらにその後、特に必要ある場合には、処理に關する命令をすることができるとしてあります。

第二は、特定繊維工業について、特定繊維工業組合が設備の近代化、規模の適正化等の構造改善に關する事業を総合的に実施するため事業計画を作成し、通商産業大臣の承認を受けることができることとし、承認を受けた計画に従って実施する事業についての資金の確保、補助金の交付、課税の特例等の規定を置くこととしてあります。

第三は、繊維工業構造改善事業協会についての規定であります。協会は、この法律に基づき、業界関係者、関係都道府県知事及び学識経験者が発起人となり、通商産業大臣の認可を受けて設立されるものであり、協会の資本金は、その全額を政府が出資することとしてあります。

協会は、特定紡績業における過剰設備の買い取り及び廃棄、特定繊維工業構造改善事業に必要な資金調達をはかるための債務保証及び融資等の業務を行なうものとしてあります。このうち、債務保証及び融資の業務に關し、信用基金を設け、また、特定紡績業における過剰設備の買い取り等の費用に充てるため特定紡績事業者から強制徴収の裏づけをもって納付金を徴収することができるとしてあります。

以上のほか、この法律は昭和四十七年六月三十日までには廃止することとし、また、構造改善の円滑な実施をはかるため、繊維工業設備等臨時措置法について所要の改正を加えることとしてあります。

す。

次に、中小企業振興事業団法案の趣旨であります。最近の中小企業をめぐる経済環境は一段ときびしさを増しており、わが国の中小企業は画期的な構造改善を迫られております。

政府としては、中小企業の構造改善を促進するため、従来から各種の施策を実施してまいりましたが、わが国の中小企業をより一層振興するためには、中小企業の構造改善を推進するための指導と助成を有機的かつ総合的に実施する専門的な機関が必要であると考えられます。

中小企業振興事業団は、このような要請にこたえるため、現行の中小企業高度化資金融通特別会計と特殊法人日本中小企業指導センターを発展的に解消し、両者を統合して一つの総合的な機関とするものであります。

次に、本法案が規定する中小企業振興事業団の概要を説明申し上げます。

まず、事業団の資本金としましては、一般会計からの出資金約百四億円のほか、中小企業高度化資金融通特別会計の貸し付け金債権等を引き継いで、合計で約二百五十億円を予定しております。役員は、理事長以下七名を予定しております。

次に、事業団の業務といたしましては、中小企業の構造改善を促進するために必要な事業を総合的に行なうこととしてありますが、これを法案に即して説明申し上げます。

まず第一は、指導事業であります。中小企業の構造改善を促進するためには、親身になって相談に応じ、適切な助言を行なうことが大切であります。事業団は、都道府県と協力して中小企業者の依頼に応じて必要な指導を行なうこととしております。

第二は、資金の貸し付けあるいは施設の譲渡事業であります。事業団は都道府県の助成を前提に、都道府県と協力して中小企業者の事業の共同化、協業化を中心とする構造改善事業あるいは繊維工業が産地組合を中核として行なう設備の近代化、企

業の集約化等の構造改革事業に対して、長期低利の資金の貸し付けを行なうとともに、さらに中小企業者の依頼に応じてこれらの事業に必要な施設の分割譲渡を行なうこととしてあります。

第三の事業は、研修事業であります。本事業団は中小企業の経営管理の合理化や技術の向上をはかるため都道府県の指導担当者を養成するとともに、中小企業者またはその従業員に対する研修にも力を注ぐこととしてあります。

事業団は、以上の業務のほか、これらの各業務を行なうための基礎となる中小企業に関する情報の収集や調査研究を行ない、その成果を広く中小企業者に普及する事業も行なうこととしてあります。

なお最後に、本事業団の監督は通商産業大臣が責任をもつて当ることとしてあります。

以上が昭和四十二年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十二年中小企業において講じようとする中小企業施策並びに特定繊維工業構造改善臨時措置法案及び中小企業振興事業団法案の趣旨であります。(拍手)

中小企業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年中小企業施策に関する年次報告並びに特定繊維工業構造改善臨時措置法案(内閣提出)及び中小企業振興事業団法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの年次報告等についての発言及び趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。永井勝次郎君。

〔永井勝次郎君登壇〕

○永井勝次郎君 私は、日本社会党を代表して、昭和四十一年度中小企業の動向に關する年次報告についてお尋ねをいたします。

質問の第一は、中小企業を将来どのように持つ

ていこうとしておられるのか、そのビジョンを明らかにしていただきたいということでありまして、年次報告は問題をいろいろ取り上げております。しかし、全体として、問題点を提示するにとどまり、その分析、究明、追求を十分に掘り下げておりません。現実直視を回避しておるのであります。したがって、それらの諸点に就いて、第一の質問の中身として、二、三お尋ねをしてみたいと思っております。

その一つは、中小企業の数が多過ぎるという点であります。全産業四百二十二万八千、大企業は二万七千、差し引きしました残りの四百二十万、九・四％が中小企業であります。さらに、中小企業の中の三百二十五万が零細企業であります。多過ぎることは事実であらうと思っております。政府は、その過多性を克服する方向で対策を進めてきたはずであるにもかかわらず、数は、年々減るところか、増加する一方であります。年次報告は、これを中小企業の繁栄として評価しておるのでありますが、過度の競争原因をどのように判断しておられるのか、承りたいのであります。

その二は、企業の規模が小さ過ぎるという点であります。中小企業の従業員数は三千三百三十八万人、労働集約的と指摘をされております。工場出荷額、商業販賣額は全体の半分前後でありますから、その過小性はいかなる点であります。これに対して政府は、規模利益追求の立場から適正規模の指導を進めてまいりました。適正規模の基準は何なのか、適正規模ならば企業経営の安定が保証されるのかどうかについてお伺いをいたしたいのであります。

その三は、企業の収益性が低いという点についてであります。国税庁調べによる法人企業の資本金別利益率の四十一年七月から九月期を見ますと、資本金十億以上の法人八百八十八社、その営業利益五千七百億円、純利益三千億円、資本金五千万円以下の中小企業法人が全部東になつてか

資料外一案の趣旨説明 中小企業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年中小企業施策に関する年次報告並びに特定繊維工業構造改善臨時措置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する永井勝次郎君の質疑

かつて及ばない実情であります。このような利益率の格差をどのように評価されておられるのか、承りたいのであります。

その四は、共存企業についてであります。大企業と中小企業と共存している領域としてあげていられるのでありますが、共存といっても五分と五分の対等の立場にある共存ではありません。親企業と下請企業といった従属関係の共存であります。力関係を無視した評価に立っていると思うのであります。企業規模が適正であれば力関係は考えに置く必要がないというのかどうか、承りたいのであります。

その五は、倒産についてであります。昭和四十年、四十二年に入つて、漸増の方向であります。これらの数字は、負債額一千万円以上の大口の分についてのみの調査であります。それ以下の小口のものについての調査はどこにもありません。無視されておるのであります。おそらく膨大な数字にのぼるだらうと思われまふ。原因を景気変動に転嫁して、構造的要因、特に政府施策の欠陥に基づく要因についての究明を怠つてはいないか、倒産防止の対策があるのかないのか、承りたいと存じます。(拍手)

要するに中小企業対策は、中小企業のワクの中だけで立つものではありまふ。全産業の中で総合的に構成されるべきものであります。また、中小企業一般という大ざっぱな立案では、あまりにも粗雑に過ぎます。業種別、業態別、規模別の具体的なものでなければなりません。進行しつつある産業再編成の中で、中小企業はどの位置づけされ、どのような役割が要求されるのか、そのビジョンを佐藤総理から伺いたいと思うのであります。(拍手)

質問の第二は、小規模企業対策についてであります。近代化、高度化対策も、資金調達力強化対策も、予算構造も、小規模企業にはほとんど及ばない

政策体系であります。中小企業基本法第二十三条の小規模企業に対する、すなわち、「他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるよう金融、税制その他の事項につき必要を考慮を払ふものとする。」という規定は空文化してしまつておるのであります。「均衡する生活を営むことを期することができるよう金融、税制その他の事項につき必要を考慮を払ふものとする。」との規定は空文化してしまつておるのであります。中小企業内部の格差は拡大する一方であります。一体、経済政策の観点からだけ小規模企業を考へておられるのかどうか、小規模企業の零細性、企業というよりは、生活のための仕事という性格の上から考へましても、社会政策の観点から十分に考慮し、政策を立てていかなければならぬまいと思ふのであります。一体、経済政策だけで小規模企業が成り立ち得ると考へておられるのかどうか。その点、政府の中小企業対策は、ことばだけでありまして、中身は何もありません。じやま者扱いで、避けて通るという冷遇なものであります。経済ベールで対処するの、社会政策を加味するの、明確にお伺いをいたしたいと存じます。(拍手)

質問の第三は、事業活動の不利の補正についてであります。事業活動の不利の補正は基本法の重要な柱の一つであります。このことについて、政府はいままで何をやってきたか、その実績を明らかにしていただきたいと思ふのであります。大企業との関連、下請関係の諸問題、金融における歩積み・両建ての問題、税金の問題、何一つ実効があつておりません。中小企業の近代化、高度化などの構造改善政策は、中小企業自身の内部の問題として、これを推進することができません。しかし、金融や不公正な取引など、強い者勝ちの外部にある諸条件は、中小企業だけでは手に負えないのであります。これら外部条件の整備が、中小企業対策でもあり、不利の補正の焦点でもなければならぬはずであります。政府は、この解決に怠慢であ

ります。今後どう対処するかを承りたい。(拍手) この際、特に大蔵大臣にお伺いいたしますが、資本自由化のもとでは、金融は重要性を加えてまいります。拘束預金の問題はもちろんで、中小企業関係への長期の金融、金融ワクの拡大等について、どのような対策があるのか、中小企業対策の重点並びに小規模企業等に対する対策について詳しく承りたいと思ふのであります。

質問の第四は、資本自由化対策についてであります。直接的には食品関係、建築金物関係、紙類など広範な範囲にわたり、特に中小企業の流通分野がねらわれておられると伝えられております。間接的には、大企業の国際競争力強化の名のもとに、下請企業に過酷な条件を強要し、あるいはセレクションが行なわれるなどのことが予想されます。中小企業への影響は甚大なものがあるといわざるを得ません。大きくは民族資本と国内産業の自主的活動の立場から、小さくは中小企業の保護助長の上から、適切に、かつ迅速に対処すべきであります。資本の自由化は、今後どのような運びになるのか、どのような対策があるのか、明示していただきたいと思ふのであります。(拍手)

次に、政府提出の中小企業振興事業団法案についてお尋ねをいたします。

その第一は、いわゆる近代化倒産についてであります。近代化はしたが、経営は思ひやうくない。借り入れ金返済の重圧にあぐらという事例が、たまたま見受けられるところでもあります。指導と事業と一体で進めるといふ仕組みの中で、政府の責任は非常に重くなつてきたように思われるのであります。その辺の配慮についてお伺いをいたします。

第二は、経済環境の外側の整備が必要ではないかという点についてであります。近代化、高度化は、中小企業経営の内部の経済体制として、政府の助成を得て進めることができます。構造改善後における経営については、大企

業との関係もあります。企業間の競合もありましよう。製品需要構造の変動もありましよう。労働力その他の外部的変化も考えられるのであります。問題は、企業の外側にある環境の整備が、内部の整備よりもより重要性を加えてきておるのではないかと、この点について、どう考へておるのかを承りたいと思ふのであります。

次は、特定繊維工業構造改善臨時措置法案についてお尋ねをいたします。

その第一は、この法案の適用を、綿・スフ・台織・紡・綿・スフ・絹・人絹の特定繊維に限定したのは、どういふ理由によるのか、明らかにしていただきたい。

第二は、日本の繊維産業をどういふふうな位置づけ、今後どのように持っていく考へであるのかを承りたい。

世界の繊維産業の動向を見ますと、先進国では、再び勢力を盛り返し、合理化投資を行なつて、体質の改善に非常な力を入れてきており、わが国の強力な競争相手となりつつあります。また、中国、台湾、韓国、パキスタンなどは、設備の近代化、増強を急いでおり、日本を追い上げてきておるのであります。後進地域は、労働賃金が安く、製品のコストも低いので、日本にとっては大きな脅威であります。これらに対処するわが国の繊維産業は、今後どういふ方向をとらうとするのであるか、承りたいのであります。

第三は、毛織、染色、仕上げ、メリヤス、縫製部門の強化が急がれるのではないかと、この点についてであります。

後進国から安い製品が競争としてあらわれてくる場合、わが国は加工度の高い、高級製品で対抗していかなければならぬのではないかと。そのためには、染色、二次製品業界などの構造改善を急ぐ必要があると思ふのであります。何ゆゑにこれらの業種を適用から除外したのか、承りたい。第四は、わが国の製品の輸入制限についてであります。わが国の繊維製品は、先進国からも、また後進

昭和四十二年五月十六日 衆議院會議録第十三号

中小企業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度中小企業施策についての発言並びに特定繊維工業構造改善臨時措置法案外一案の趣旨説明に対する永井勝次郎君の質疑

三三四

国からも輸入の制限を受けております。わが国製品の声価と、また歴史の上から考えてみましても、もう少し努力の余地があるのではないかと。経済外交に欠けることがあるのではないかと。思われるのでありますが、これらの諸点についてお伺いをいたしたいと存じます。

以上であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。

私からは、中小企業の位置づけでも申しますか、あるいは今後の見通しにおいての中小企業のあり方、これをお尋ねのようでございました。その他各般にわたってのお尋ねでございますが、それらは各大臣の答弁に譲りさせていただきます。私はただいま申し上げるような点でお答えしたいと思います。

永井君の御指摘にもありましたように、わが国の中小企業は、数の上におきまして、わが国の産業の九九・四％だ。その大部分を占めておる。しかも、輸出あるいはその他の産業の面において果たしておる仕事量、これはまたたいへんなものがございます。しかし、最近におきまして、いわゆる労働力不足の状態を来しておるし、あるいはまた開放経済に本格的に取り組むような状態になりました。また需給構造の変化等もありまして、ただいまたいへん苦しい状況に立ち至っておるのであります。

政府におきましては、この中小企業がわが国民経済において占むるその地位を十分認識し、これを補強するということに絶えず意を用いてきたのであります。御承知のように、そのためには何といたしても近代化をはかり、生産性を高める、そして国際競争力を強めることだ、かように思っております。組織でまいったのであります。三十年代の初めにおきましては、中小企業は、お話のうちにありましたように、大企業よりもその成長率はやや高いところにあつたと私は思います。しかし、こ

数年は倒産その他たいへん苦しい状態に追い込まれておる。しかし、その実情をごらんになれば、加工度の高い中小企業は、その成長は期待される状況でございます。

私は、さような点を考えますと、中小企業、これはその加工度を高め、その生産性を高めることによって存立を続けることができる、また存立の意義がある、かように思うのであります。そういふ意味からこれが対策をただいまいろいろくふうしておるわけであります。それがいわゆる税制あるいは資金融資の面においての問題でもありま

す。また、生産性を高めるための近代化を進める、あるいは業態の変化、協業化あるいは共同化を進める、こういうことにもなるのであります。で、今回、中小企業振興事業団をつくることも、ただいま申し上げるような具体的政策のその一つであります。

〔国務大臣(菅野和太郎君)登壇〕

○国務大臣(菅野和太郎君) 中小企業の大本に付きましては、いま総理から詳細な御説明がございましたので、具体的な問題についてお答えしたいと思います。

中小企業の適正化の問題についてお尋ねがあつたように思うのであります。中小企業の適正規模といふことは、結局中小企業が存立し得るよう

というものは、その生産性なりあるいは収益性というものを確保できるように規模を持っていきたい、というところがねらいであります。そういう意味におきまして、今回、中小企業振興事業団を設けましたのも、それをひとつねらって設けました次第であります。

それから産業構造に関連しても御質問がございましたが、なるほど産業構造自体は、これは中小企業者自体の問題でありますけれども、やはり外部的問題についてこれを考慮すべきではないかと。御質問があつたと思ひます。これはもうお話のとおりでありまして、中小企業者自体がこれはもちろんやるべきであります。しかし、中小企業者自体でできないことが多々あります。そういう場合には、政府が積極的にこれを援助したいと思ひますのであります。たとえば先ほど御説明申し上げました繊維産業などの、これも産業構造の改善であります。これは業者自体でできない部分を政府が乗り出して、繊維産業の改善をやろうというところで、今回皆さんの御審議をお願い申し上げておる次第であります。お説のとおり、中小企業自体だけでは決してこれは完全に行なわれるものではないと思ひます。

それから小規模の対策についてお尋ねがあつたと思ひますが、これについては、労働、金融、税制面等においてできるだけ政府がその対策を講じなければならぬことはもちろんであります。これは大規模と比べて、その点において劣つておる点がありますからして、たとえば金融面につきましても、金融の資金の豊富、あるいは金利を安くするとか、あるいは税制面においては、大企業に比べて税金をもう少し安くするとかいうようなことについては、今回も個人企業の専従者の免税、減税というようにあることを認めたのもその一つのあらわれでありまして、中小企業者の税金をできるだけ安くするといふような方針をとつて今日までやってきておるのであります。

それから、資本の自由化の問題について、中小

企業に対してどう考えておるかというお話があつたと思ひますが、資本の自由化の問題について、これは日本の産業経済に対しては重大な影響を及ぼします。したがって、これが対策については目下政府が慎重に検討中でありまして、ことに中小企業がこの資本取引の自由化において最も影響を受けると思ひますから、したがって、その対策の重点はやはり中小企業が重点であります。そこで、この中小企業の対策につきましても、まだ具体的にこれは決定しておりませんが、外資審議会などにおきまして、目下審議いたし、また、通産省におきまして、これが具体的に、業種別に資本自由化に対してどうすべきかということをやいま検討中でありまして、おそくとも六月までにはこれを完成したいと思つております。それによつて、中小企業が資本の自由化によつて打撃を受けないようないろいろな方策をいま考えておる最中でありまして。

なお、景気がよくなつたにもかかわらず中小企業の倒産者がふえているじやないかという御質問があつたと思ひますが、お話のとおり、確かに倒産者はふえております。それについては先ほどもちよつと申し上げましたが、勢力の不均衡あるいは需給の関係等、あるいはまた中小企業が近代的な生産に沿うていけなかつたというところから原因があると思ひます。したがって、今後の中小企業を振興せしめるという意味におきまして、先ほど御説明申し上げました振興事業団をつくりまして、資金面のことについて考慮すると同時に、中小企業者の協業化、共同化をはかり、同時に、政府があるいは府県庁がこれを指導して、そうして営業を続けていくように、また繁栄せしめるようにしたいというのが今回の事業団の設立の本旨でありまして、そういうことによつて今後倒産者を減らしていきたい、こう考えておるのであります。

それから、繊維についてお話がありました。なるほど永井さんのお話のとおり、繊維界はいま

岐路に立っております。そこで、先ほど申し上げましたとおり、繊維産業の構造改善についての法律案をいま御審議をお願いすることになったのであります。お話のとおり、先進国は繊維産業についての構造的な大改善をやっておりますし、また、低開発国は繊維産業について安い労賃で繊維産業に手を染めておりますから、日本はいまはさみ打ちにあつておるような状態でありまして、そこで、思い切つて繊維産業の構造改善をやりたいという事で、先ほど御説明申し上げた法案を提案したのであります。これによつて私は繊維産業のこの岐路を開けるのではないかと、いろいろ考へております。先ほど染色やその他二次製品についてはこの繊維特別法は考へていないじゃないかというお話がありました。なるほどその点はわれわれも気づいておる点であります。基本的なものはまず手を染めて、それから同時に引き続きこの染色という問題に進んでいきたい。お話のとおり、染色、二次製品が日本の今後の繊維産業の進むべき道であると考えますので、この点は決してわれわれのほうでも等閑に付しておるわけではございません。引き続きこの問題については、また皆さんの御審議をお願いしたいというように考へております。お話のとおり繊維産業というものは、今日は輸出の大体二割近くの地位を占めておりますが、日本全体の産業といたしましては約一割を占めておりますから、これは日本の重要産業であります。また、今日までの日本の産業というものは、繊維産業の発達のおかげでこゝまで来たと思ふのでありますからして、また繊維産業自体は私に日本に向いておる産業だと思ひますので、したがひまして、この繊維産業といふものはこれを確保し、またその発展をはかることに今後通産省といたしましては全力を注ぎたい、こう考へておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) お答えいたします。

まず第一は、拘束預金の問題についての御質問

でございますが、昭和三十九年六月以来、いわゆる歩積み・両建て預金の整理を促進する措置をとつてまいりまして、相当の効果をあげておりますが、昨年十一月から、さらにいわゆる第二ラウンドとしての措置をとることになりました。拘束預金の比率を下げるということ、それから拘束預金に対応する部分の貸し出し金利を下げる、この二つについて、各金融機関ごとに目標を示して、その実現に目下努力しておるところでございますが、銀行局の報告によりますと、第二ラウンドに入つてから、この五カ月間に、いま御質問のごさいます拘束預金の比率低下というものは急速に改善が見られるようになったとこのことでござい

ます。それから、次は中小企業に対する金融ワクの増大策ということでございますが、まず、政府関係の資金ワクについて申し上げますと、四十二年度の中小企業関係の財政投融資は、国民金融公庫、中小企業公庫、商工中金、これに合せて新設の環境公庫を加えますと、貸し付け規模は合計六千六百八十五億円で二割一分の増加でございます。九分、財政の規模は三千二百三十五億円で約二割三分の増加となっております。本年度における財政投融資の全体の伸びは一七・八％でございますので、それに比べて中小企業に対しては特に三割近い増加をはかつておる次第でございます。

一方、民間資金、金融機関の資金はどうかと申しますと、最近中小企業の資金需要が非常に強いといふこともございまして、全国銀行における貸し出し総額の中に占める中小企業金融の比率は、昨年の九月から毎月比率は上昇しております。五カ月間に五千億円で以上の拡充を見ることがなつております。

また、資金供給をもつと広げるということにつきましては、ただいま金融制度調査会に中小企業金融制度の全般について諮問して検討をお願いしている次第でございますので、この結論を得ましたら、この中小企業金融についての制度的な改善

もはかりたいと考へておる次第でございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 玉置一徳君。

〔玉置一徳君登壇〕

○玉置一徳君 私は、民社党を代表いたしました。ただいま説明のありました中小企業関係三件につきまして、総理並びに各大臣に若干の質問を行なわんとするものであります。

政府は、去る四月二十五日中小企業の白書を国会に送り、昭和四十年から四十二年にかけての中小企業の動向を分析し、わが国の中小企業が直面する諸問題を解決する施策の基本的な考へ方を明らかにしたのであります。

ここで目立つのは、景気の順調な回復と上昇にもかかわらず、中小企業の企業倒産は依然高水準を続け、一昨年来上回る六千八百七十七件を記録しておることとあります。このような中小企業の経営内容が依然として困窮を続けているのは、労働需給の窮乏、需給構造、市場条件の変化等に対し、中小企業が十分な対応力を持っていないためだと指摘し、ここに中小企業の健全な成長をはかるためは、その特色である企業の過小多様性、資金調達力の弱さ、技術水準の低下、経営管理のおくれなどを改善する必要があると強調しているものであります。

白書は、こうした観点に立つて、協業化、共同化を中心とする構造改善事業について、資金助成、指導など、あらゆる施策を集中的に実施し、その強力な推進をはかつていく必要があると指摘いたしております。

白書の指摘する問題点並びにこれに対する施策の提示は、その限りにおいては当を得たものと見るべきでありましよう。しかしながら、中小企業の現状を見るに、資金便害は何ら緩和されず、また、その資金コストは大企業に比べはなはだしく割が高であります。また、設備を近代化して生産量を増加すれば、そのことが競争を激化し、加へ

て親企業からの単価引き下げを誘発するのであります。特に、資本自由化の接近とともに、大企業の中小企業分野への進出、大規模生産による大量販売方式の強化、下請条件の再編成など、力関係による大企業からの中小企業圧迫は、ますます強化されるばかりであります。

確かに、一部の中小企業には、政府の施策と相まって、いわゆる中堅企業として改善をなし遂げたものもありますが、これに該当するものは全体のわずかに二％であつて、少数の例外にしかすぎません。その他の大多数の中小企業は、今日もなお深刻な経営難に脅かされ、倒産の危機にさらされておるのであります。これは、長年にわたる大企業中心、大企業優先の自民党内閣の政策の帰結でありまして、このような基本を変えることなくしては中小企業問題の解決はとうてい達成されるものではありません。これに対する総理の反省はいかがでありますか。

次に、政府は、四十二年度の中小企業対策として、協業化、共同化を中心とする中小企業の構造改善を強力に推進するため、中小企業振興事業団を創設し、また、新たに協業組合制度を設けて、共同事業に対する助成を量的にも質的にも拡充する、と述べておられるのであります。中小企業基本法、下請代金遅延防止法、官公需確保法など、すでにこの種の構想に基づく中小企業対策は数多く立法されてきたのであります。しかしながら、それらは一部は中小企業の優等生にだけ恩恵と効果を与えただけであつて、あの程度のザル法でもつては、中小企業の安定は百年河清を待つにひとしいものといわざるを得ないのであります。

そこで、佐藤総理にお伺ひいたしますが、わが国中小企業は、以上のような問題点をかかえながらも、いままなお国民経済において圧倒的な重要性を持つておるのであります。総理は、一体このような中小企業を、しかも高度成長下のわが国の産業構造の中に、最後にはどのように位置づけ

昭和四十二年五月十六日 衆議院會議録第十三号

中小企業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度中小企業施策についての発言並びに特定繊維工業構造改善臨時措置法案外一案の趣旨説明に対する玉置一徳君の質疑

三二六

しようと思われれるのであるか。すなわち、わが国経済における中小企業のあるべき理想像はどのようなものであるか、この際、総理のビジョンを承りたいのであります。

次に、中小企業問題の根源はわが国経済の構造にあるといわれておりますが、本日では、それに加えて、後進国の追い上げや、資本の自由化など、さらに悪条件が加わり、わが国中小企業の近代化は緊急焦眉のことと強調されているのであります。佐藤総理は、このような新事態に備え、中小企業保護のためにいかなる対策を講ぜんとするものであるか、総理の政策構想をお示し願いたいのであります。

なお、商売は元手次第といわれるとおり、ここに中小企業金融については、その資金量と金利について格段の措置が講ぜられなければなりません。さらに、政府は、環境関係業者に対し、特に環境公庫を新設し、その金利は六分五厘という英断を下された。これは零細中小企業に対する低金利の先鞭をつけられたものとして、まことに歓迎すべきことで、この際、同様な立場にあるその他の中小企業に対しても、政策平等の憲法の精神にのっとり、同様の施策を講ずべきものであると思ふが、これに対する佐藤総理の所見をお伺いしたいのであります。

なお、三百六十万の中小企業者のうち、四〇％を占める小規模事業に対する政府の施策は、いまだ何ら見るべきものがないといつても過言ではありません。この際、小規模零細企業をどのようにして近代化し、合理化をはかろうとするのか。

なお、小規模企業に対する金融、税制上の優遇措置は、中小企業基本法の宣言事項であるが、政府の施策はいまだに不十分であります。この際、さらに強力な実効ある措置を講ずべきであると思ふが、あわせて総理並びに関係大臣の所見をお伺い申し上げます。

次に、所管の各大臣に、簡単に質疑を行ないたいと思ひます。

まず最初に、中小企業対策のうち、最も重要なものは、不正競争の排除であり、不正取引の是正であります。今日の大企業の中小企業分野へのあくなき進出や、下請代金の事実上の支払い遅延は、目をおおむものがあつた。政府は、生産分野調整法を制定し、中小企業の存立基盤を確保すべきときだと考えますが、菅野通産大臣並びに北島公正取引委員長の御所見を伺いたいののであります。

第二に、これと関連して、中小企業の存立を脅かしている資本の自由化にどのように対処せられようとしているか。また、資本の自由化とわが国中小企業の近代化とを、いかなるプログラムをもつて調整しようとするか、御説明をいただきたいと思ひます。

第三に、中小企業の構造改善の急速な実施を迫られておる現状におきまして、雇用労働の需給の確保からも、同業種、同地域、同一技能の労使間交渉による最低賃金制度の確立は、技能給与体系とともに、もはや放置できない問題であります。老齢年金など社会保障制度の拡充強化とともに、わが国産業の構造改善実施についての前提条件ともいふべきこれらの問題につき早急なる実施を望みますが、労働大臣並びに厚生大臣の所見をお伺いいたします。

さらに、中高年齢者雇用対策と関連いたしました職業訓練制度の強化、充実がいよいよ必要となつてくるが、この対策もあわせてお伺いしたいと思ひます。

次に、私は、繊維の臨時措置法案につき、総理並びに関係大臣にお伺いいたします。

繊維産業のわが国経済に占める比重は、戦前は言うに及ばず、現在においても全付加価値額の一、二％、輸出額においては実に約二〇％を占め、わが国民経済の中で極めて重要な位置を占めているのであります。しかし、戦後いち早くこの繊維産業に転換の波が押し寄せ、第一に、天然繊維から合成繊維への需要構造の変化、第二に、開発途上国における繊維産業の発展と、それに伴うわが国輸出市場の狭小化、第三に、先進諸国の繊維産業における集約化政策の実施と構造改善による巻き返し等々は、従来のわが国繊維産業の大きな転換を余儀なくさせているのであります。このときにあたり、万年供給過剰の病源をかかえた繊維産業の構造改善政策が、その一歩を踏み出した意義ははなはだ大といわざるを得ないのであります。

所得税においては、来年一月一日から中小企業専従者の完全給与制を認め、事実上支払われた給与の金額を控除することになつておりますが、地方税である事業税もこれと歩調を一にしなければ均衡がとれません。藤枝自治大臣はこれに對してどのような措置をとられるか、この際明らかにしていただきたいのであります。

現下、労働者の需給の逼迫にかんがみ、特に困難な中小企業向けの労働確保のため、どのような雇用対策を用意されておられるか。特に中高年齢者の雇用が重要な部分を占めることを予想される中小企業の現状にかんがみ、英国の選択的雇用税等を参考に何らかの奨励制度を設けることが望ましいと思はれるが、労働大臣はどのようにお考えになるか。

さらに、小規模事業者の所得は、そのほとんどが勤労所得によるものである点にかんがみ、事業主の特別勤労控除を創設し、これまた自己資本の充実に資すべきだと思ひますが、あわせて大蔵大臣の御所見をお願いいたします。

また、担当大臣にお伺いいたします。

まず第一に、本案の政策対象は、紡績業と繊維業だけであり、合成繊維や二次加工品であるメリヤス、縫製品、染色加工等、最も近代化がおくれ、過当競争の激しいこれらの中小企業分野が対象になつておりません。なお、いまだに徳川時代そのまゝの商慣習が少なからず残されておる繊維の流通機構の改善が、この際同時に行なわれることが必要と思はれますが、全く除外されております。また、本案第二章に規定する構造改善基本計画は、繊維産業全体の総合計画の上に立つて実施されなければなりません。この点どのようにされるか、大臣の見解をお伺いしたいのであります。

第二の問題として、繊維業の産地構造改善事業は、絹織物をはじめ織物の産地の地域経済の興廃を決するものであります。これらの計画は、全国各地方の全体計画のバランスの上に立つて実施されなければ、その効果は望むことができません。かえつて正直者がばかみることになりかねないのであります。この産地構造改善計画と全国的な計画とをどのようにして調整されようとするのであります。

また、佐藤総理に対し、繊維産業転換政策の基本的姿勢についてお伺いをいたします。

すなわち、この画期的な産業政策の成否のかぎは、一にかかつて労働組合や消費者である国民各階層の協力をどうして得るかということであり、す。政府は、労働組合や消費者等、国民各階層の代表者の意見を聞き、構造改善実施の各段階で労使の事前協議制を充実し、制度化して、再編成の過程に生ずる労使間の諸問題の解決をはかることが必要であり、さらに国の段階でも、経済、産業、労働等の各政策の立案や審議の場に労働組合が積極的に参加し、発言を行なうことを制度的に保証することが重要であると考えますが、これに対する佐藤総理の御所見を承りたいのであります。(拍手)

次に、担当大臣にお伺いいたします。

また、担当大臣にお伺いいたします。

昭和四十二年五月十六日 衆議院會議録第十三号

中小企業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度中小企業施策についての発言並びに特定繊維工業構造改善臨時措置法案外一案の趣旨説明に対する玉置一徳君の質疑

三三八

なお、この中小企業の対策をいたしましては、従来は資金面あるいは金利あるいは税制というよりなことを考えてまいつたのでありますが、同時に、中小企業の今日の悩みは、大企業に対して対抗することができないという点、それにはやはり協業化、共同化ということが必要であります。したがって、従来、協業化、共同化ということにつきましては、比較的その指導がおくれておつたのを、今度は特に協業化、共同化ということを中心として指導して、そして大企業に負けぬような収益性、生産性をあげたいというので、今回の中小企業振興事業団をつくつた次第であります。

それから中小企業は将来どうあるべきかということ、これは今回の中小企業振興事業団の指導によつて、私は中小企業のあり方というものがおのずからきまつてくると思ひます。中小企業というものが、日本の産業において重要な役割を演じておるのでありますからして、したがって、これを軽視はもろんできないのであります。やはり日本の産業の基本をなしておりますから、したがって、中小企業の確保、存立、発展をはかるということが今度の中小企業振興事業団の目的でありますからして、この事業団の運営によつて、私は中小企業というものがおのずからきまつてくると思ひます。

それから、小規模対策について一つも案がないじゃないかというお話であります。先ほどから申し上げております中小企業振興事業団というのは、そもそも小規模対策が根本でありますからして、したがって、小規模対策を中心としてこの事業団の設立をはかつておるのであります。それから、資本の自由化に対してのお話がありました。これは先ほどお答えしたとおりであります。中小企業が資本取引の自由化において最も影響を受けますので、したがって、通産省におきましては、この資本取引の自由化に対して中小企業がいかにあるべきかということを、いま

慎重にいろいろと対策を練つておる次第であります。

それから、繊維の問題についてお話がありました。先ほど総理からお話がありましたとおり、繊維産業というものは、日本の産業において重要な役割を持つておるものでありますから、したがって、繊維産業の確保、発展のために政府は一段と努力したいというので、今回の改善臨時措置法案という法案を出したのであります。これの実効をあげるがためには、これはもちろん国民の御協力を得なければならぬし、同時に業者自身もその覚悟を持つてもらなければならぬと思ひます。

そういう意味におきまして、先般も関係業者の人に集まつていただきました。こういう法律を出すのが、業者の覚悟をまず聞いたのであります。それで、業者も、政府がこういう法律を出すのであれば、われわれのほうも進んでひとつやうな覚悟を聞きましたので、今回の法律案を出すことに決定いたしましたのであります。

それから、加工や二次製品のことについてお話がありました。これも先ほど申し上げましたとおりであります。日本の繊維産業としては、加工とか二次製品の問題については、これをやはり中心として進んでいかなければならぬということにつきましては、今後、このほうにつきましても対策を講じたいと考えておる次第であります。

それから、なお、繊維の問題につきまして、繊維の、ことに織布業の改善の問題につきましては、各地区で構造改善指導援助委員会というものをつくりたいと考えておるのであります。これはもちろん業者とか、あるいは学識経験者などをメンバーとしてやりたいと考えておりますが、なお、通産省をいたしましては、労働対策上の指導

援助グループとして、関連労働者の立場を代表する者がこの委員会に参加するための基礎が、今後各産地においても形成されることを希望しておる次第であります。(拍手)

【国務大臣早川崇君登壇】

○国務大臣早川崇君 回答いたします。

第一は、中小企業の人手不足が激化しておる中で、中高年齢層を雇うための方策を講じ、こういうこと、それに関連いたしまして、イギリスの選択雇用税の制度あたりを考へてはどうか、こういう御質問でございます。

御承知のように、若年労働力がたいへん減少してまいりました。本年は新規卒が百六十万近くあつたのでありますが、今後、昭和五十年には百七十万という減り方でございます。そこで、これは中小企業だけに限らず、国全体の労働力というものが、若年労働力が不足してくるのでございまして、これを埋め合わせるためには、中高年齢者が非常にふえてくるわけでありまして、十年後五百万人もふえてくるわけでありまして、そういう観点から、中小企業におきましても、どうしても中高年齢者を雇う体制を政府としても考へていかなければならぬ、このように考へまして、昭和四十二年度から、特に中高年齢者を雇う中小企業者には、月四千元の住宅確保奨励金を出すことにいたしました。また、中高年齢者の中小企業者に対する職業転換に對しましては、職業転換給付金、また、中小企業に転職するための職業訓練を受ける中高年齢の方には職業訓練の訓練手当を増額いたしました。中小企業の中高年齢者の採用の便に資したいと考えております。イギリスのように選択的雇用税の制度を設けるといふ御主張でございますが、現在はまだそこまで考へておりません。ただ、考へておるのは、官公庁におきまして、中高年齢者を雇う率を、たとえば六五％とか、あるいはエレベーターの担当者、若年の婦人ではなくて中高年齢を雇う、六五％程度をいうふうにしよとか、そういう雇用率の設定をいたしました。政府機関、公社を指導いたしております。そういうことと

ころまでは実施いたしておりますが、イギリスのように、ある産業にだけは税金をまけるというような統制的な制度、これはまだイギリスにおきましても必ずしも成功いたしておりませんので、これを採用するといふ考へは、現在は持つておらない次第でございます。

二番目に、技能労働者が非常に不足してくる、いわゆる工員が不足してくる、これの対策いかんという御質問でございます。これに對しましては、昭和四十二年度新たに公共職業訓練所を十六カ所新設いたしまして、全国で公共職業訓練を実施する人員を大幅にふやまして、十二万七千人を本年度訓練いたしたいと考えております。また、事業内の職業訓練に對しまして、労働省といたしましては、補助金を増額いたしまして、四十二年度は八万四千人を養成いたしたいと考えております。これだけではむしろ技能労働力は不足でございますので、今後とも、学校教育とも連絡いたしながら、技能者尊重の風をわが国の社会に醸成いたすために、施策を講じてまいりたいと存じます。

次に、繊維産業の構造改善に伴ひまして、離職者がふえて非常に困つてくるのではないかと、こういう御質問でございます。これに對しましては、繊維工業審議会の答申にもございまして、そういう離職者に對しましては、職業転換給付金の活用、退職金課税の大幅減税、これ、いずれもすでに政府で実行をいたそうといたしておるわけでございます。

同時に、繊維産業はいまは非常に人手不足でございます。たいへん不足いたしておる。そこで、三百万近いの整理がありまして、その方面の雇用問題というものは、大きく見れば人手不足でございますから、その心配しなくていいのではないだらうかと存じます。ただ、将来繊維工業につとめる若年労働力が心配だ、特に婦人の若年労働力が中心でございますが、この面につきまし

ては、国全体としても若年労働力が減つてくるわけでございますから、全体としては非常に心配ですけれども、特に繊維産業で非常に心配だというところは私はないのではなからうかと存じておる次第でございます。

最後に――あと二つほどございますが、最後に、繊維の雇用の連絡会議を設けたらどうか。まことに御趣旨もつとめてございますので、われわれは、繊維の構造改善に伴います雇用の離退職の情報交換という意味も含めまして、雇用連絡会議の設置を考慮したいと考えておる次第でございます。

申しおりましたが、もう一つ、最低賃金をひとつ実施して中小企業の雇用の安定に資したらどうか、こういうお話でございます。現在も、御承知のように、審議会方式、十六条方式というのが、業者間協定による最低賃金を実施しておるものが、大体五百六十万人の中小企業を中心とした勤労者に適用されておるわけでございますが、今回、最賃審議会の答申によりまして、ILO二十六号の精神に疑義のある現在の業者間協定を改めまして、ILO二十六号条約の線に沿った、労使対等の審議会方式というものに改めろという御答申が昨日ございました。この答申を尊重して、ILO精神に沿うような労使対等の審議会による最賃のきめ方というものを成案を得まして、この国会に提案して、御審議を賜りたい、かように存じておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣坊秀男君登壇〕

○国務大臣(坊秀男君) お答え申し上げます。近來、わが国の老人人口が増加の傾向にございまして、このことがまた中小企業に影響を及ぼす一つの要因になっておるといふことは、これはもう推察できることでございます。この老人問題は今後ますます重要性を加えてくるものであらうと考えられます。そこで、政府といたしましては、さきに国民皆年金制度を充足させましたけれども、その後、この制度を鋭意整備すべくつとめて

まいりましたが、さらにこれの充実をはかつてまいる所存でございます。しかし、老人の問題は、年金等の所得保障といたつたようなことにとどまらず、老人の能力とか、あるいは適性に依りまして、広く社会活動への参加を促進していくというようなことを考えるほか、物心両面の対策を充実してまいるべきものであらうと考えております。(拍手)

〔国務大臣藤枝泉介君登壇〕

○国務大臣(藤枝泉介君) 所得税とは性格を異にする地方税たる事業税でございますので、各種控除を所得税にすべて右へならえということではないと思ひます。しかし、専従者給与につきまして、国が税制上、一定の方針を樹立したしたのでございまして、その方針は十分考慮しなければならぬと存じます。いづれにしましても、これは先刻御承知のとおり、国税の完全給与制、四十三年からでございますので、前年度課税である事業税については、四十四年までに方針を決定したいと考えております。(拍手)

〔政府委員北島武雄君登壇〕

○政府委員(北島武雄君) 独占禁止法で禁止いたしております不公正な取引方法の一つに、取引上の優越的地位の乱用というものがございまして、独占禁止法の付属法律でございます下請代金支払遅延等防止法は、大企業がその取引上の優越的地位を乱用いたしまして、中小企業者であるところの下請事業者に対して行なうところの不公正な取引方法を禁止いたしておるわけでございまして、そのための特別制度でございますが、私も、この下請代金支払遅延等防止法をお預かりいたしまして、はなはだ乏しい人員ではございますが、年々この施行の強化に心がけてまいつたつもりでございます。

昭和四十一年度におきましては、まず、親事業所に対しまして、下請取引の報告を求めまして、約三千六百件ございしましたが、そのうち、下請代金支払遅延等防止法違反の疑いのある四百二十四

の事業所に対しまして、立ち入り検査を実施いたしました。そしてさらに、明らかに下請代金支払遅延等防止法違反の行為がございましたものに対しまして、法に基づき勧告なり、あるいは行政指導などによりまして、是正いたしましたものが三百二十五ございまして、昭和四十二年度におきましても、若干でございますが、人員の増加がございまして、この乏しい人員をさらに動員いたしまして、たとえば親事業所からの報告は五千五百程度とすると、あるいは立ち入り検査は六百程度まで目標とすることかいうことをいたしまして、極力下請事業者の利益を確保いたしてまいりたいと思ひます。

なお、下請代金支払遅延等防止法によるもの以外に、大企業が、その大きな力を利用いたしまして、中小企業者に対して不当な拘束条件つき取引をいたしましたり、あるいはまた、差別価格などをいたしましたり、これはもちろん独占禁止法の不正な取引方法の禁止の規定に触れます。これらに対しましては、従来からも厳重に監視いたしておりまして、今後十分監視を続けまして、強化をいたしまして、大企業の中小企業者に対する不当な、不公正な取引方法を押えてまいりたい、こう考えておるわけであります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 近江巳記夫君。

〔近江巳記夫君登壇〕

○近江巳記夫君 私は、公明党を代表いたしました。今、政府が提出されました中小企業白書並びに本年度施策、さらに中小企業振興事業団法及び特定繊維工業構造改善臨時措置法に關し、特に重要と思われる数点につきまして、總理並びに關係大臣の所信をお伺いしたいと思います。中小企業がわが国経済に大きなウエートを占めておることは御存じのとおりであります。現在、中小企業にとって最大の課題は、資本自由化の影響と小規模企業の前途に対する問題であります。

この点、今回提出された白書の分析及び施策はあまりにも不十分であります。資本の自由化に対しては、中小企業を含めた総合的な構造改善を実施するといつていただけであります。全国中小企業団体中央会がこのほど発表した資本自由化の中小企業に対する影響等の調査結果によりますと、食料品、機械・金属工業、繊維、小売り業など、数多くの業種が大きな打撃を受けるであらうといつておるものであります。そうでなくとも、競争の激しい中小企業分野に外資が進出すれば、競争は一段と激化し、倒産や下請企業の整理などの起こることは必然であります。大企業さえも資本の自由化をまくらことばに産業再編成を進め、いよいよ寡占化体制を強固にしようとしておるのであります。自動車産業、電子工業、石油化学など、自由化を許せば、外国大企業の膨大な資金力によって産業発展の芽をつまれないとも限らないといわれております。いわんや、中小企業は一体どうなるものでありましょう。いまのままで見殺しにしてしまふのであります。こうした点からいっても、ことしの施策は、資本の自由化と中小企業の関係に焦点を合すべきであつたと思ひるのであります。

そこで、總理並びに通産大臣にお伺いしたい点は、資本の自由化は時期尚早であると思ふのであります。今後のスケジュールと中小企業を資本の自由化からどのように保護していくか、具体的にお伺いしたいのであります。總理は、施政方針演説の中で、「中小企業擁護のため、振興事業団をつくる」と述べておるが、この事業団では、ごく一部の限られた優秀企業しか守れないといふことは定説になっておるのであります。小規模企業がいかにか困窮しているかは、倒産件数を見ればはつきりするものであります。本年四月の倒産件数は六百二十一件と、依然高水準であり、このうち九割を小規模企業が占めております。五月に入つてからも、小樽の大東産業、鳥取の青谷機械製造の倒産等と、次第に地方

昭和四十二年五月十六日 衆議院會議録第十三号

中小企業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度中小企業施策についての発言並びに特定繊維工業構造改善臨時措置法案外一案の趣旨説明に対する近江巳記夫君の質疑

三三〇

へ移動している様子があらわれているのであります。すでに本年に入ってから二千四百五十八件と昨年の四割をえ、特徴としては小口化し、さらに小規模特有の飲食料品、木材製品等の増加が目立っておりであります。今後の見通しとしても、資本の自由化、さらにその防衛のための大企業、寡占化体制整備に伴い、下請企業への圧迫、景気過熱から、もし金融引き締めがなされた場合等考えると、先行きはまっ暗であります。政府はどのような責任を感じ、今後どのような対策を講じていくのか。

昨年の二月二日の本会議で、総理は、「倒産が増加しているのは非常に遺憾である。産業の安定成長目ざして進んでいきたい。そこで倒産問題については、しばらく時間をかけていただければ、必ず政府の政策の効果があらがる」ということを述べておられますが、そのしばらく時間をかけてくれとは、一体どのくらいの時間なのか。現在一年三カ月たつておりますけれども、今日倒産の件数が増加しているというものは、これは政府の施策が間違っていたことなのか、それとも時間が不足なのか。さらに通産大臣は、昨年十二月二十三日に経済閣僚懇談会がございましたが、そのあとの記者会見で、「最近の倒産を見ると、倒れるべくして倒れたものが多い。町の金融業者から高利の金を借りたあげく、経営が破綻してはうり出したものに対しては、政策的に手の打ちようがない」と、零細企業を見捨てるような発言をしているが、それが政府の本心なのか、伺いたい。

次に、中小企業振興事業団についてお伺いいたします。

この事業団は、高度化資金融通特別会計と中小企業指導センターを合併したにすぎず、従来の施策から何ら前進していないのであります。いままで政府が最も力を入れていた高度化資金特別会計の決算を見ると、三十九年度二十億円、四十年二十億九億円と多額の不用額を出しております。このことは、対策が当を得ていない証拠を示しているものであります。したがって、単なる衣がえにすぎないこの振興事業団も、希望が持てないではあります。政府はこの振興事業団によって、はたして中小企業の振興を可能と考えているのか。この振興事業団の具体的な運営の方途について、総理並びに通産大臣にお伺いします。

さらに、協業化を進めるのはごく限られた一部の企業であります。そこで残された企業の多くは、望むと望まないにかかわらず、転廃業の問題を考へざるを得ない状態に追い込まれているのであります。政府の転廃業者に対する助成措置の態度をお伺いしたいのであります。

政府は多くの施策を打ち出しておられるけれども、その効果において、先ほど来事例をあげたところ、抜本的な対策とは言えないのではありませんか。ここにおいてわが党は、大企業優先の現在の通産行政から、血の通ったしかも抜本的な中小企業振興をはかるため、現在のばらばら行政を一元化する中小企業省の設置を提案するものであります。これに対する総理の所見を伺いたい。

次に、具体的な問題についてお伺いいたします。わが党としては、かねて中小企業といっても大企業に近いものから、家族だけで経営している零細企業まで、その規模は広範囲であります。したがって、現在の画一的に講ぜられている対策を、規模別、構造別に対象をきめ、きめのこまかい具体的な対策を推進すべきであると主張するものであります。総理並びに通産大臣の所見をお伺いしたいのであります。

第二点は、中小企業と大企業との関係を合理化し、両者の分野調整を行なうことが必要であります。最近の著しい傾向は、資本の自由化を控え、大企業が中小企業、小規模企業の専門分野に手を広げる傾向も、日増しに強くなつてきております。過当競争を激化しているだけでなく、中小企業を市場から駆逐したり、倒産させたりしておるのであります。また大企業が持ち株一〇〇%の子会社

を中小企業の中につくり、これが中小企業を圧迫して、経営を困難にさせており、さらに中小企業が生存していくためには、中小企業の系列化や、下請工業化の傾向が強く見られ、大企業への完全な隷属という姿も多く見られております。現在、中小企業団法によつて行政指導がされているものの、力を発揮していないのが実情であります。わが党は、大企業の進出から中小企業を守る意味から、中小企業の出荷額、あるいは付加価値率七〇%以上を占める分野を、中小企業の専門として、大企業の新たな進出を規制するよう、産業分野調整措置法を制定することを主張しております。

この法律は、市場支配率がきわめて高い産業分野や、ほとんど中小企業で占められている産業分野、あるいは大企業がまだ進出していない産業分野について、調整機関を設けて、業種別に分野調整をはかることを目的とし、これによつて大企業の不当な進出を規制するのであります。さらに、産業分野の調整は、大企業と中小企業間だけでなく、中小企業相互間にあつても行ない、過当競争を防止するよう提案するものであります。実施する考えはないか。

第三点は、下請企業の問題であります。中小企業の危機を端的に示し、中小企業が直面している各種の問題を集約的に包含しているのが下請企業であります。わが国の下請取引関係は、経済の二重構造のもとで、親企業が下請企業を収奪することによつて、自己の資本投下を節約し、雇用労働者の労働条件抑圧の効果をおさめ、下請企業を景気変動の安全弁として利用するといひ、きわめて冷酷な日本の特殊性を持っております。一たび親企業が倒産すると、親企業自身は会社更生法の適用によつて再建されるにもかかわらず、下請企業は下請代金を更生債権として凍結され、銀行では約手買い戻し請求を受け、一切の私財を投げ出して債務を処理せざるを得ず、結局、親企業のために自滅するのであります。このような親

企業と下請企業の関係は、まさに前近代的身分制的支配、従属関係が今日歴然として存在することを示すものであり、二十世紀における日本のふしぎといつても過言ではありません。

そこでまずお伺いしたい点は、政府は会社更生法の改正を考えているようであるが、今国会に提案するのかどうか、お伺いします。さらに、会社更生法を改正するにあつては、下請債権者の権利を守る方向を堅持するのかどうか、お伺いいたします。

次に、中小企業を大企業による金融面での圧迫から守るために、下請代金支払遅延等防止法がありますが、下請業者がこの法律に基づいて大企業と交渉することは、かえつて親会社に不利なもので、不利な扱いを受けることがありますので、現実には下請業者にとつて救いとならないで法であります。したがって現行法を抜本的に改正し、不当業者に対する罰則規定を強力にし、さらに支払利息を日歩五銭ほどに改め、絶えず中小企業を守り、大企業の圧迫を排除していく考えはないか。

さらに、下請業者の利益を守り、その地位の改善をはかるために、公正取引委員会の担当官を増員し、その権限を強化しなければならぬ。特に、支払い遅延の場合は申告制になっているが、これを改正して調査と取り締まりに重点を置き、紛争処理機関などをつくり、法の活用をはかる。このため、その地方機関を新たに大都市に設けて、強力な行政命令を出せるようにしたらよいと考え、総理並びに公正取引委員長の見解をお伺いしたい。(拍手)

次に、特定繊維工業構造改善臨時措置法について、二点お伺いします。政府は、三十九年六月に繊維新法を制定し、百万錠の紡機を凍結したが、まだまだ過剰設備を解決できず、四十年十月には不況カルテルを結成し、さらに今回この法律により合計三百万錠を破壊しようとしているが、政府の見通しの甘さが見

られる。今回のこの措置で根本的に繊維業界の不況を克服できるのかどうか、お伺いしたいものであります。

次に、三百万鍾といわれる紡機の破棄によって、中高年層の労働者をどう処理するかが問題であるといわれるが、完全に対策が講ぜられなければならないが、この点についてお伺いします。

最後に、中小企業の金融制度改変についてであります。答申はいつごろ出されるか、さらにいまの試案から見ると、中小企業専門の機関をつくれ、あるいは中小企業銀行をつくれといういろいろな案が出ておりますが、制度の改変というのはいさぎわめて主要な問題であります。この答申によって中小企業向け銀行をつくったり、あるいは地方銀行と合併するとかの場合、それがいつの間にか大銀行あるいはただの金集めに終わる銀行となつて、中小企業にお金が出ないということになりかねない。そこで中小企業の要望を十分に受け入れる用意があるかどうか、大蔵大臣並びに通産大臣に伺い、私の質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

資本の自由化、これは中小企業といわず、大企業に対してもたいへんな問題を引き起こしております。また、中小企業そのものが本来弱体でございますから、このたび資本自由化ということに踏み切れば、その影響は一そう大きいのであります。これは直接外国資本が中小企業の面に出てくる場合もありますし、また、資本の自由化を前提として大企業がいろいろこれに備える、そのための間接的影響も受けることになり得ます。御指摘になりましたように、これはたいへんな問題であります。しかし、お話では時期尚早だ、かように言われますが、私は必ずしも時期尚早だとは思いません。問題は、資本の自由化が行なわれたときに、わが国の産業に混乱を起すか起さないか

ということであり得ます。その混乱を起さないように、私どもが、政府が十分めんどろを見る、これが政府の本来のたてまえであります。外資法の運用におきましても十分注意してまいりたいのであります。また、この外国資本の自由化が行なわれたそのときに技術がどんどん進んでまいりますから、そういうたいへん長所もあるわけであり得ます。問題は、一に混乱を起さず、同時にまたわが国の産業の発展に寄与する、こういうような外資である、これならばもちろん歓迎すべきものだと思っております。この外資法の運用にあたりまして十分注意していくわけであり得ます。混乱を来たさなような状態は一体どういふことなのか。そのために、やはり企業の体質の改善が必要だし、今日、近代化をはかる、あるいは国際競争力を強化する、あらゆる面で行なうわけであり得ます。今回の中小企業対策、これも一連の対策、この振興事業団などもそういう点に処すという一いよいよ外資が自由化され、外国資本がどんどん来る、わが国の業界は混乱はしない、りっぱに立つておる、そして国際競争力がむしろこれによって強められる、こういうような状態に持っていきたいのであります。そこで、今回協業組合制度なども導入いたしますが、これなども必ず国際競争力強化という点に役立つ、かように思っています。

小規模企業対策、これは倒産等から見まして特に私どもが気をつけなければならぬと思っております。その面でも、税制の面におきまして、あるいは資金の面において特にくふうをする。今回完全給与制を採用いたしましたことなどは、この小規模企業対策として必ず効果をあらわすものだ、私はいかに確信をしております。

倒産についてお触れになりました。まだ時間が足りないのか、こういうような御指摘であります。私は、いつまでも時間が足りないということでは私の責任をのがれるつもりはございません。もちろん、中小企業の方々が、今日なお倒産が続いて

おる。こういう痛ましい状態については、私も心から同情し、こういう産業が倒産するというような苦しみを見ないようにせよともしたいものだ、一そう努力するつもりでございます。御承知のように、ただいま産業自体はすでに不況から脱却いたしまして、そして上昇機運に向かつております。こういう際に、ただいまのような倒産がなお続いておる、これは特別な理由か、さらに私どもは掘り下げてみる必要があると思っております。御指摘になりましたように、最近はその倒産件数は相当だが、その金額はだんだん小口化している、こういうことでもあります。このいわゆる小口化したところに、私どもがさらに意を用いなければならぬのではないかと、かように思っています。全般としてはいわゆる小口化しております。金銭として金銭の問題だ、かように考えますので、政府関係三機関の量をふやすこと、さらにまた質をよくすること、同時に信用補完の制度を考えていくこと、無担保保険の制度を拡充していくこと、あるいは国民公庫等の融資が案に行なわれるようにすること、さらにまた、御指摘になりましたように、連鎖倒産など積極的に防止するということにいたさなければならぬと思っております。ただいま悩みの問題は、この倒産をいかにして私どもがこれを減少させることができるか、一そうの努力を必要とするものであります。

次に、高度化資金の不用額がずいぶん出ているじゃないか、これは政策的にもおかしいのではないかと御指摘であります。私も、この不用額が相当たくさん出ていることについてやや疑問を持っておりますから、十分検討してみようと思っております。

中小企業振興事業団で小規模企業は救えるか、こういうお話であります。私どもはこれで救える、これを必ず活用して、そしてりっぱな成績をあげたいというのでこのたびつくるのでございますから、どうか御協力をお願いいたします。

御提案として、中小企業省をこの際つくつたら

どうかというお話であります。いままでしばしばかような議論がございました。しかし、私は、役所をつくるだけが能ではないと、かように思っております。中小企業省をつくることには、ただいま私は賛成いたしません。

次に、規模別、構造別に対策を立てる、これはまさしくそのとおりでございます。中小企業と一口に申しますが、業種、業態、規模別によりまして、それぞれ対策が違ふのでありますから、実情に応じて対策を立てなければならぬ、これは御指摘になりましたとおり、私もその必要を感じます。

下請代金支払遅延等防止法を改正するかという御指摘であります。いろいろこの点について御意見並びにお尋ねがございましたが、私は、ただいまこの改正の必要ありやないや、罰則強化をする必要ありやないやという点についてのみお答えいたしますが、これも今後とも続けて十分検討してまいりたいのであります。ただいままだ改正の決意はいたしておりません。今後十分検討するつもりでございます。以上。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 金融制度調査会は、昨年の六月以降特別委員会を設置して、中小企業金融問題の検討を進めておりますことは御指摘のとおりでございます。審議は非常に順調に進んでおりますので、答申が出てきますのはことしの秋以降と考えております。中小企業が国民経済に果たしている役割が非常に大きくなっておりますので、中小企業の金融においては、量、質ともに十分な資金を確保するという方向でいま御検討を願っておりますが、もし答申によって制度的な改善をするというときには、先ほど御指摘になりましたような御心配の点のないように十分気をつけたいと考えます。(拍手)

〔国務大臣菅野和太郎君登壇〕

○国務大臣(菅野和太郎君) 中小企業の問題についてお尋ねがございましたが、総理がほとんどお答

昭和四十二年五月十六日 衆議院會議録第十三号

中小企業基本法に基づき昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度中小企業施策についての報告並びに特定繊維工業構造改善臨時措置法案外一案の趣旨説明に対する近江巳記大君の質疑 日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

三三三

えになりましたから、私から重ねて申し上げる必要はないと思います。

ただ一つ、高度化資金の不用額が多いということについてお尋ねがありました。これは、高度化資金を設けたときがちょうど不景気になったときでありまして、したがって、それを利用する人が少なかったものであります。今度中小企業振興事業団にこの高度化資金を入れることになりましたから、おそらく今後はこの高度化資金が足りぬようになるのじゃないかというように私は考えております。経済界が変わってきたのでそういうことになったわけでありまして。

それから、転廃業のことについても総理からお答えがありました。転廃業のことにつきましては、総理が言われたとおり、政府関係の金融機関による融資、あるいは信用補完制度の活用という点が転廃業に対する一つの対策であります。なお、昨年度から設けられました構造改善準備金制度によって自主的な転換資金の積み立てを非課税とするという措置を講じておる。また、小規模企業共済制度を拡充しまして、小規模企業者の転廃業等に不安のないようにしておる。この転廃業に対する一つの対策であると存する次第であります。

それから、大企業と中小企業との分野の問題についてお話がありました。この分野について立法する考えはないかということでありましたが、今日自由競争の立場をとっておりますので、これについて法的に大企業はこの産業、小企業はこの産業ということをするのは困難かと思ひます。しかし、大企業と中小企業との対立ということにつきましては、中小企業団体内に特殊契約の制度が設けられておりますから、これによって大体その分野をきめたいと存じておるのであります。そのほか、小売商業調整特別措置法、あるいは百貨店法、あるいは環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律などによって、この分野の問題が多少緩和されるのではないかと、こう考えておる次第であります。

第であります。

それから、繊維新法の問題で、大政府は不正確な計算をしておるのじゃないかというお話がありました。これは、なるほど繊維新法をつくったときには、あれによって繊維産業の改善をはかりたいと考えておったのであります。あれで間に合わないようになり、経済事情が変わってきたので、繊維産業の事情が変わってきたので、繊維新法の精神を受け継いで今度の特別措置法を案出したような次第であります。(拍手)

〔国務大臣早川崇君登壇〕

○国務大臣(早川崇君) 設備の構造改善による整理に伴って失業者が出ますが、その大部分は勤続年数が非常に短い女子、若年労働者でございます。その若年労働力は、需給が逼迫しておりますので、雇用上生ずるいろいろな問題は比較的小さいのではないかと考えます。しかし、同時に中高年の離職者が出てまいりますので、これに対しましては配置転換をはかると同時に、やむを得ず失業する人に対しましては転職訓練の実施、職業転換給付金制度の活用などによりまして、円滑な再就職の促進につとめてまいりたい、かように考えております。(拍手)

〔政府委員北島武雄君登壇〕

○政府委員(北島武雄君) 下請企業は、お説のとおり親業者に対して非常な従属性を持っておりますのであります。したがって、お話のように申告制を基調としたら、とうていこの下請代金支払遅延等防止法というものは実効を期し得ないのであります。したがって、公正取引委員会といたしましては、積極的に親事業者に対して定期に報告を徴し、その報告によりまして、下請代金支払遅延等防止法違反の疑いある事業者に対しまして立ち入り検査を実施し、それに基づいて勧告あるいは行政指導等の是正の措置を講じておるわけでございます。もちろん、下請企業者からの申告は、これは大いに歓迎いたすところではございますが、単独ではどうしてもなかなか

き得ませんので、比較的下請企業を多く包摂包含いたしております中小企業団体十八団体に協力を求めまして、その協力により、親企業の違反事実がありましたらばすみやかに公取に連絡願う、その他下請取引の実情把握に協力をお願いしているわけでありまして、なおまた個人的には、下請取引に非常に通曉いたしており、かつまた熱意を有するところの個人の方を、下請取引改善協力者の制度を設けまして委嘱いたしております。しかし、とにかくこれは積極的に私のほうでもって乗り出さなければ実効を期し得ない法律だと考えております。そういうふうな実施いたしておるわけでありまして。

ただ、人員の点につきましては残念ながら十分ではございません。この二年間にわたりましてある程度の増員はございますが、今後さらに引き続きましてこの増員をはかつて充実を期してまいりたい、こう考えております。

なお、罰則の強化につきましては、ただいままでの運用の実績においては、ただいまのところ罰則を強化する必要はないのではないかと。ただし、この運用のいかんによりまして、その必要があらばさらにその際に検討を要する、こう考えております。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

○議長(石井光次郎君) 日程第一、日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和四十二年三月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とアルゼンティン共和国との間の友好関係を強化し、かつ、両国間の通商関係を促進するため、昭和三十六年十二月二十日に東京で、日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約に署名した。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約

日本国政府及びアルゼンティン共和国政府は、両国の国民を結合する伝統的友好関係を一層強化し、及び両国の国民の文化関係を強化することを希望して、

両国間の通商関係を促進し、並びに相互に有益な投資及びその他の形態の経済的協力を助長することを希望して、

友好通商航海条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

外務大臣 小坂善太郎

アルゼンティン共和国政府

外務事務大臣 ドクトル ミゲル・アンヘ

ル・カルカノ

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

日本国とアルゼンティン共和国との間及び両国の国民相互の間には、堅固なかつ永久の平和及び友好の關係が存在するものとする。

第二条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域に当該他方の締約国の法令の規定に従つて入ることを許され、かつ、その入国に關するすべての事項について最惠国待遇を与えらるる。

2 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内における滞在、旅行及び居住並びに同領域からの出国に關するすべての事項について、内国民待遇及び最惠国待遇を与えらるる。ただし、この待遇を受けるに当たつては、当該他方の締約国の法令の規定に従わなければならない。

第三条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、(a)良心の自由を享有し、(b)公私の宗教上の儀式を行ない、(c)国外の公衆に周知させるため資料を収集し、及び送付し、並びに(d)当該領域の内外にある他の者と郵便、電信その他一般に公衆の用に供される手段によつて通信することを許される。

2 この条の規定は、公の秩序を維持し、並びに公衆の道徳及び安全を保護するため必要な措置を執る締約国の権利の行使を妨げるものではない。

第四条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、自己の身体の保護及び保障に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

2 いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が抑留された場合には、もよりの地にあるその者の本国の領事官は、その者の要求に基づき、直ちにその旨を通告され、かつ、当該一方の締約国の法令の規定に従つて、その者を訪問し、及びその者と通信することが許される。その者は、(a)人権を完全に享有することができ、(b)自己に對する被疑事実を正式にかつ直ちに告げられ、(c)自己の弁護のための適當な準備に支障がない限りすみやかに裁判に付され、及び(d)自己の弁護に必要なすべての手段(自己が選任する資格のある弁護人の役務を含む)を与えらるる。

3 (a) いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、すべての強制軍事服役及びその代りに課されるすべての課徴金を免除される。
(b) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、強制公債、軍事取立金、軍用徴発又は強制宿營に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えらるる。

第五条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、不斷の保護及び保障を受けるものとする。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、その住居、事務所、倉庫、工場その他の建造物で他方の締約国の領域内にあるものについては、不法な侵入及び妨害を受けないものとする。当該建造物及びその中にある物件について必要がある場合には、当局の捜索及び検査は、占有者の便宜及び業務の遂行に周旋考慮を払い、法令に従つてのみ行なうものとする。

3 いずれの一方の締約国の国民又は会社も、他方の締約国の国民又は会社とその設立した企業、その資本又はその提供した技能、技芸若しくは技術に關し適法に取得した権利又は利益で当該一方の締約国の領域内にあるものを害するおそれがある不当な又は差別的な措置を執つてはならない。

4 いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、公共のためにする場合を除くほか、収用し、又は使用してはならず、また、正当な補償を迅速に行なわないで収用し、又は使用してはならない。

5 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、2及び4に定める事項に關し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えらるる。

6 いずれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利害關係を有する企業は、他方の締約国の領域内において、私有企業を公有に移し、又は公の管理の下に置くことに關するすべての事項について、内国民待遇及び最惠国待遇を与えらるる。

第六条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、すべての種類の租税、手数料又は課徴金の賦課並びにすべての審級の裁判所の裁判を受け、及び行政機關に對して申立てをする權利に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えらるる。

2 (a) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、研究及び調査、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の商業上、産業上、金融上その他の事業活動及び職業活動の遂行に關するすべての事項について、最惠国待遇を与えらるる。
(b) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、特許權の取得及び保有並びに商標、營業用の名称及び營業用の標章に關する權利並びにすべての種類の工業所有權に關して、内国民待遇を与えられる。

3 1の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により、租税に關する特別の利益を与える權利を留保する。

第七条

一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国の国民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約は、いずれの一方の締約国の領域内においても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従つて正当にされた判断で、判断がされた地の法令に基づいて確定しており、かつ、執行することができ、公の秩序及び善良の風俗に反しない限り、いずれの一方の締約国の管轄裁判所に提起される執行判決を求める訴えに關してもすでに確定しているものとみなされ、かつ、その判断についてその裁判所から執行判決の言渡しを受けることができる。その言渡しがあつた場合には、その判断に對しては、その締約国の領域内では、その判断に對して与える特權及び執行の手段と同様の特權及び執行の手段を与えるものとする。

第八条

1 各締約国は、次のものに關するすべての事項について、他方の締約国に即時にかつ無条件に最惠国待遇を与えなければならない。
(a) 輸入若しくは輸出について若しくはそれらに關連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の國際的移転について課されるすべての種類の関税及び課徴金
(b) それらの関税及び課徴金の賦課の方法
(c) 輸入又は輸出に關連する規則及び手続
(d) 輸入貨物について又はそれらに關連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国税
(e) 輸出貨物に對する内国税の適用
(f) 輸入貨物の国内における販売、販売のため

の提供、購入分配又は使用に影響を及ぼす

すべての法令及び要件

2 したがって、いずれか一方の締約国の産品で他方の締約国の領域内に輸入されるものには、1に掲げる事項について、いずれかの第三国の同様の産品に課されているか又は将来課される関税、内国税又は課徴金より一層高額の関税、内国税又は課徴金が課されることはなく、また、同産品に適用されているか又は将来適用される規則又は手続より一層嚴重な規則又は手続が適用されることはない。

3 同様に、いずれか一方の締約国の領域から輸出され、かつ、他方の締約国の領域に仕向けられる産品には、1に掲げる事項について、同様の産品がいずれかの第三国の領域に仕向けられる場合に課されているか又は将来課される関税、内国税又は課徴金より一層高額の関税、内国税又は課徴金が課されることはなく、また、同産品が同様の場合に適用されているか又は将来適用される規則又は手続より一層嚴重な規則又は手続が適用されることはない。

第九条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に關して、並びに他方の締約国の領域と第三国の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に關して、最惠國待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国のすべての産品の輸入に對し、又は当該他方の締約国の領域に仕向けられるすべての産品の輸出に對し、割当によると、輸入又は輸出の許可によると、外國為替の割当によると、その他の措置によるとを問はず、いかなる制限又は禁止をも設定し、又は維持してはならない。ただし、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出を同様に制限され、又は禁止されている場合は、この限りでない。

3 1の規定は、いずれか一方の締約国が、國際

通貨基金協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務に合致するような為替制限を課することを妨げるものではない。

4 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、貨物の輸入及び輸出について、当該一方の締約国が、3の規定に基づいて当該時に課することができるとする為替制限と同等の効果をも有する制限又は統制をすることができ。

第十条

両締約国は、両国間の貿易を發展させ、及び經濟關係を強化すること並びに、特にそれぞれの領域内における經濟の發展及び生活水準の向上に資するため、科学及び技術に關する知識の交換及び利用を促進することを目的として、相互の利益のため、協力することを約束する。

第十一条

各締約国は、國家企業を設立し、若しくは維持し、又はいずれかの企業に對して排他的の若しくは特別の特權を正式に若しくは事實上与えるときは、その企業を、輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、民間貿易業者が行なう輸入又は輸出に影響を及ぼす政府の措置についてこの条約で定める無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。この目的のため、前記の企業は、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上で、前記の購入又は販売を商業的考慮（価格、品質、入手可能性、市場性、輸送その他購入又は販売の条件等）に關する考慮をい）によつてのみ行なわなければならない。かつ、他方の締約国の企業に對し、前記の購入又は販売に参加するために競争する適當な機會を通常の商慣行に従つて与えなければならない。

第十二条

1 いずれか一方の締約国の國旗を掲げる船舶で、國籍の証明のため当該締約国の法令により要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約国の港、場所及び水域において、当該一方の締約国の船舶と認められる。

2 いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の商船及び第三国の商船と均等の条件で、外國との間における通商及び航海のため開放されている他方の締約国のすべての港、場所及び水域に旅客及び積荷とともに入ることができ。

これらの船舶は、当該他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に關して、最惠國待遇を与えられる。

3 いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の領域に又はその領域から船舶で輸送することができるとするすべての貨物及び人を輸送する權利に關して、最惠國待遇を与えられる。また、これらの貨物及び人は、(a)すべての種類の関税及び課徴金、(b)税關事務並びに(c)奨励金、関税の払いもどしその他この種の特權に關して、当該他方の締約国の商船で輸送される同様の貨物及び人に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

4 前諸項の規定は、沿岸貿易には適用しない。沿岸貿易は、各締約国の法律に従つて規制される。もつとも、いずれの一方の締約国の商船も、外國で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又は外國向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、他方の締約国の領域内のいずれかの港から他の港に向かつて航海を続けることができる。

5 (a) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の船舶に對し、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、同様の場合に自国の船舶に与える同一の援助、保護及び免除を与えるものとする。それらの船舶から救い上げられた物品は、すべての関税を免除される。ただし、それらの物品が国内消費のため搬入されない場合に限る。

(b) いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し、又は難破した場合には、当該他方の締約国の当局は、もよりの地にある船舶所屬國の權限のある領事官にそれを通告するものとする。

6 いずれか一方の締約国の權限のある当局が発給した船舶の積量測定に關する證書は、他方の締約国の權限のある当局によつて、同当局が発給した證書と同等のものとして認められる。ただし、両締約国が船舶の測定のために同様の規則又は制度を用いる場合に限り。

7 この条において「商船」とは、漁船及び捕鯨船を含まない。

第十三条

1 この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が関税及び貿易に關する一般協定若しくは國際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數國間の協定の締約國として有するか、又は有することがある權利及び義務について、両締約國が当該協定の締約國である限り、影響を及ぼすものではない。いずれか一方の締約國がそのいずれかの協定の締約國でなくなつた場合には、両締約國は、その時の事情に照らし、この条約の貿易、為替又は関税に關する規定について修正を必要とするかどうかを決定するため、直ちに相互に協議するものとする。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a) 金又は銀の輸入又は輸出を規制する措置

(b) 核分裂性物質、核分裂性物質の利用若しくは加工による放射性副産物又は核分裂性物質の原料となる物質に關する措置

(c) 武器、彈藥及び軍需品の取引又は軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行なわれるその他の物資の取引を規制する措置

(d) 國際の平和及び安全の維持若しくは回復に關する自國の義務を履行し、又は自國の重大な安全上の利益を保護するため必要な措置

(e) 美術的、歴史的又は考古學的価値のある國寶の保護のために執られる措置

(f) 人命、健康及び道徳の保護並びに動物又は植物の生命又は健康の保護に關する措置

第八條及び第九條の規定は、いずれか一方の締約國が与える次の特別の利益には適用しない

(a) 国境貿易に与える利益
(b) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域となる自由貿易地域の構成国に与える利益。ただし、その利益が関税及び貿易に関する一般協定の規定に従つて与えられることを条件とする。

4 第八条及び第九条の規定は、アンゼンティン共和国が関税及び貿易に関する一般協定のわく内隣接国又はベルー共和国に与える特権又は利益には、適用しない。

第十四条
各締約国は、他方の締約国がこの条約の実施から又はこれに関連して生ずる問題について行なう申入れに対して好意的考慮を払わなければならない。また、協議のため適当な機会を他方の締約国に与えなければならない。

第十五条
1 この条約は、千八百九十八年二月三日にワシントンで署名された日本国とアルゼンティン共和国との間の修好通商航海条約を廃止し、これに代わるものとする。

2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにブエノスアイレスで交換されるものとする。

3 この条約は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この条約は、五年間効力を有し、その後は、4に定めるところに従つて終了するまで効力を存続する。

4 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して一年前に文書による予告を与えることによつて、最初の五年の期間の終りに又はその後いつてもこの条約を終了させることができる。

以上の証として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十一年十二月二十日に東京で、日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

昭和四十二年五月十六日 衆議院会議録第十三号

日本国のために
小坂善太郎
アルゼンティン共和国のために
M・A・カルカノ

議定書
日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約(以下「条約」という)に署名するに当たり、下名の全権委員は、各自の政府から正當に委任を受け、さらに、条約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 第二条の規定に關し、いずれの一方の締約国も、他方の締約国が相互主義に基づき特別協定によりいづれかの第三国の国民に与えているか又は将来与える旅券及び査証に関する事項についての利益の享受を要求する権利を与えられない。

2 この条約において「会社」とは、商業、工業、金融業その他營利を目的とする事業活動に従事する社団法人、組合、会社その他の団体をいう。

3 第五条の規定は、いづれか一方の締約国の領域内で取用され、又は使用される財産で他方の締約国の国民及び会社が直接又は間接に利益を有するものについても適用する。

4 第六条(2)の規定に關し、いづれか一方の締約国も、不動産に關する権利の享有についての特遇が相互主義に服すべきことを要求することができる。

5 第八条及び第九条の規定は、いづれか一方の締約国が内國漁業の產品に与える特別の利益には適用しない。

6 第十二条の規定に關し、両締約国が船舶の積量測度のために用いる規則又は制度は、相互に同様のものとする。

7 同様のいかなる規定も、アルゼンティン共和国に對し、日本国が、(a)千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコで署名された日本国との平和条約第二条の規定に基づいて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対し、又は(b)同平和条約第三条に掲げるいづれかの地域に對する行政、立法及び司法に關し同条後段に掲げる事態が継続する限り、同地域の住民及び船舶並びに同地域の貿易に對して与えてゐるか、又は将来与える権利及び特権の享受を要求する権利を与えるものと解してはならない。

以上の証として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件 朗読を省略した議長報告 三三五

千九百六十一年十二月二十日に東京で、日本語、スペイン語及び英語による本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
小坂善太郎
アルゼンティン共和国のために
M・A・カルカノ

議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長福田篤泰君。

報告書は本号末尾に掲載。

〔福田篤泰君登壇〕
○福田篤泰君 たいだいま議題となりました日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件につき、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国とアルゼンティンとの間の通商關係に關しましては、明治三十一年に署名された修好通商航海条約があり、戦後復活されておりますが、ガットや國際通貨基金協定との関連規定が欠けておりました。また、兩國の通商關係も拡大いたしましたので、諸般の特遇保障の改善充実をはかる必要があり、かねてから新たに通商航海条約の締結を交渉しておりましたが、昭和三十六年十二月二十日、東京において本条約及びその不可分の一部をなす議定書に署名調印を行なつたのであります。

本件は、昭和三十七年の第四十回国会に提出されましたが、同年三月アルゼンティンにクーデターが起こり、同國の議會が解散となりまして、批准の見通しが立たなくなりましたので、そのまま審議未了となつていたのであります。

本条約は、待遇保障の拡充を目的として滞在、居住、出国、身体の保護、財産の公用として滞在、権及び課税等に關し内國民待遇及び最惠國待遇を、入國、事業活動及び自由職業の遂行、關稅、為替管理に關し最惠國待遇を、海運に關し最惠國待遇及び一部事項に關する内國民待遇を、それぞれ相互に許与すること、ガット及び國際通貨基金協定との關係、商事仲裁、科学及び技術の交流等について規定しております。

本件は、三月二十七日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ない、なお、参考人を招致して意見の聴取を行なうなど、慎重審議をいたしました。詳細は會議録により御了承願います。

かくて、五月十二日、本件に對する質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

出席國務大臣
内閣總理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 三木 武夫君
大藏大臣 水田 三喜男君
厚生大臣 坊 秀男君
通商産業大臣 菅野 和太郎君
労働大臣 早川 崇君
自治大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員
内閣法制局長官 高辻 正巳君
公正取引委員長 北島 武雄君
通商産業省組織局長 乙竹 慶三君
中小企業庁長官 影山 衛司君
中小企業庁次長 金井多喜男君

○朗読を省略した議長報告
(政府委員承認)
一、去る十三日、石井議長は、佐藤内閣總理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

郵政省郵務局長事務代理 森 圭三
(政府委員任命)
一、去る十三日、佐藤内閣總理大臣から石井議長宛、十三日議長において承認した森圭三を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を

